

二国間クレジット制度(JCM) 資金支援事業の概要

平成27年2月

環境省 地球環境局

地球温暖化対策課 市場メカニズム室

環境専門調査員 尾寄 哲也

JCM設備補助事業

2016年度予算(案):
2016年度から開始する事業に
対して、3か年で合計67億円

初期投資費用の1/2以下
を補助

環境省

JICAなど政府系金融機関が
支援するプロジェクトと連携し
た資金支援を含む

MRVの実施によりGHG排出削減
量を測定。クレジットの発行後は
1/2以上を日本政府に納入

国際コンソーシアム
(日本の民間団体を含む)



補助対象者

(日本の民間団体を含む)国際コンソーシアム

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・
機器を導入する事業(工事費、設備費、事務
費等を含む)

事業実施期間

最大3年間

補助対象要件

補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、
3年以内に完工すること。また、JCMプロジェクトとして
の登録及びクレジットの発行を目指すこと

アジア開発銀行拠出金：JCM日本基金（JFJCM）

2016年度予算(案)

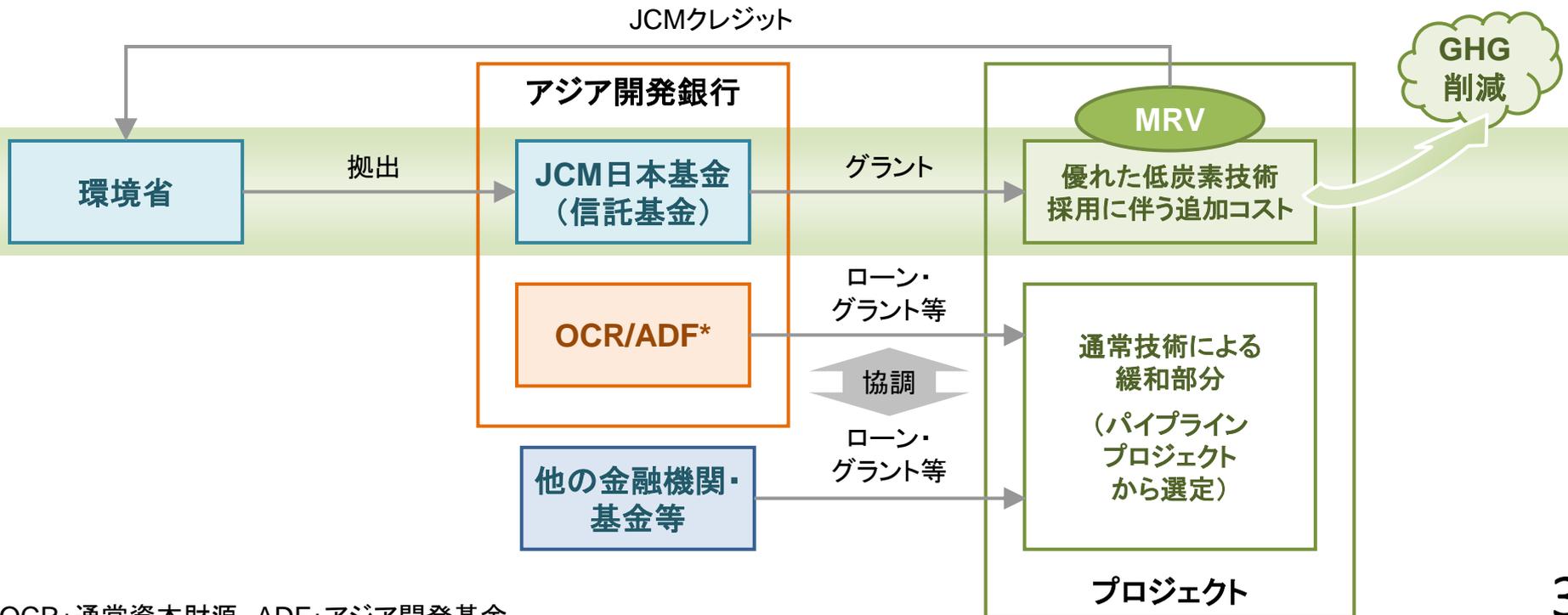
12億円

スキーム

導入コスト高から、アジア開発銀行（ADB）のプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術がプロジェクトで採用されるように、ADBの信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。

目的

ADBによる開発支援を「一足飛び」の低炭素社会への移行につなげるとともに、JCMクレジットの獲得を目指す。



* OCR: 通常資本財源、ADF: アジア開発基金

二国間クレジット制度を利用したREDD+補助事業



【事業実施の背景】

- 途上国において熱帯雨林の破壊が深刻化
- 2011～14年までに17件のFSを実施

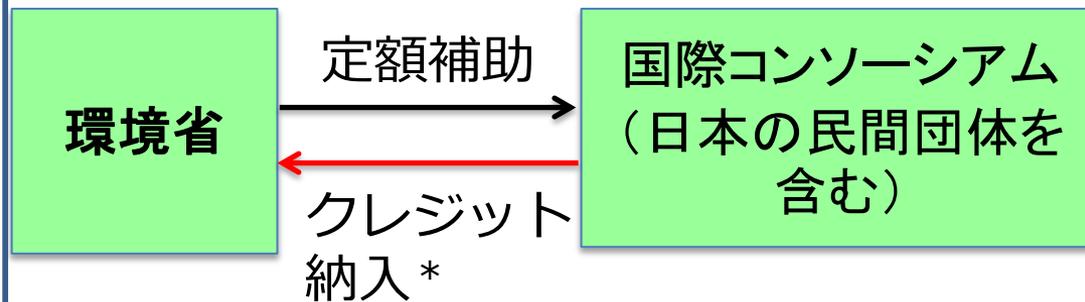
【期待される効果】

- 住民参加による違法伐採監視、災害予防、森林再生
- 代替生計手段の確立



《事業の概要》

【2016年度予算(案)】8,000万円



*法令に基づく事業実施国への配分量を除いたもののうち、補助対象経費に占める補助金額の割合と1/2を比較して大きい方以上を日本政府に納入

※本事業はJICA技術協力プロジェクト等、他機関との連携も目指す。

※REDD+ (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries): 途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強

目的

REDD+に向けた活動を行うとともに、JCMを通じて日本の削減目標達成に貢献

補助対象者

国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人

補助対象期間・金額

1年間・定額(1件あたり最大4,000万円)

JCMの手続ごとの環境省支援事業

JCMの手続

各プロセスの実施者

提案方法論の
提出

プロジェクト参加者
(事業者)

提案された
方法論の承認

合同委員会

PDDの作成

プロジェクト参加者

妥当性確認

第三者機関(TPEs)

登録

合同委員会

モニタリング

プロジェクト参加者

検証

第三者機関

クレジット発行

合同委員会が発行量を決定
各国政府がクレジットを発行

H28年度の環境省に
よる支援予定

事業者における御対応

コンサルを委託して
方法論を作成

関連データを御提供いただきます

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

コンサルを委託して
PDD作成及びTPEs対
応

関連データの御提供と現地視察
に御対応いただきます

TPEsを委託して妥当
性確認を実施

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

コンサルを委託して
初回のモニタリング
報告書作成及びTPEs
対応

モニタリングを実施いただきます
(事業活動の中でいずれにせよ収
集するデータの範囲からモニタリ
ング項目を設定する方針)

TPEsを委託して初回
の検証を実施

モニタリングデータの御提供と現
地視察に御対応いただきます

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

JCM設備補助事業に関する問合せ例(1)

<補助対象となる事業>

- どのような事業が補助対象となるか？
 - 審査基準
-
- 補助対象事業(2015年度公募要領抜粋)
 - JCM署名国(見込まれる途上国を含む)において**エネルギー起源CO2排出削減**を行うと共に、同制度を通じて日本の削減目標に貢献する事業
 - 事業実施国の環境・社会への悪影響を及ぼさない事業。
 - 事業の成果として**GHG削減量を定量的に算定・検証できる**事業
 - 導入設備等について、他の補助金を受けていないこと。
 - 採択基準(2015年度公募要領抜粋)
 - 基礎審査
補助対象者等の要件を満たしているか(事業遂行のための**経理処理の基礎**を含む)、
確実なCO2削減効果が期待できるか、技術が実用化されているかなど
 - 評価審査
遂行体制の確実性(**経営健全性、資金調達**、収支予測など)、
エネルギー起源CO2・GHG排出削減に係る**費用対効果**など

詳細はGECウェブサイト(公募ページ、公募要領)をご覧ください(H28.3.31迄)

<http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp150907.html>

JCM設備補助事業に関する問合せ例(2)

<国際コンソーシアム>

- 国際コンソーシアムとは何か？
 - 国際コンソーシアムに必要な取り決め
-
- 日本法人と外国法人等により構成され、事業を効率的に実施する組織
 - 特別目的会社(SPC)が、外国法人として代表事業者(日本法人)とともに国際コンソーシアムを組成する場合も可です。
 - 国際コンソーシアム**構成員以外**は補助事業で取得した設備の**所有権を持つことはできません**。
 - 交付規程に定める事業者の義務(法定耐用年数の間のモニタリング実施、クレジット納入など)、JCM手続に関わるコンサル・第三者機関への協力を定めること。

詳細はGECウェブサイト(公募ページ、本事業に関する質問と回答)をご覧ください

<http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp150907.html>

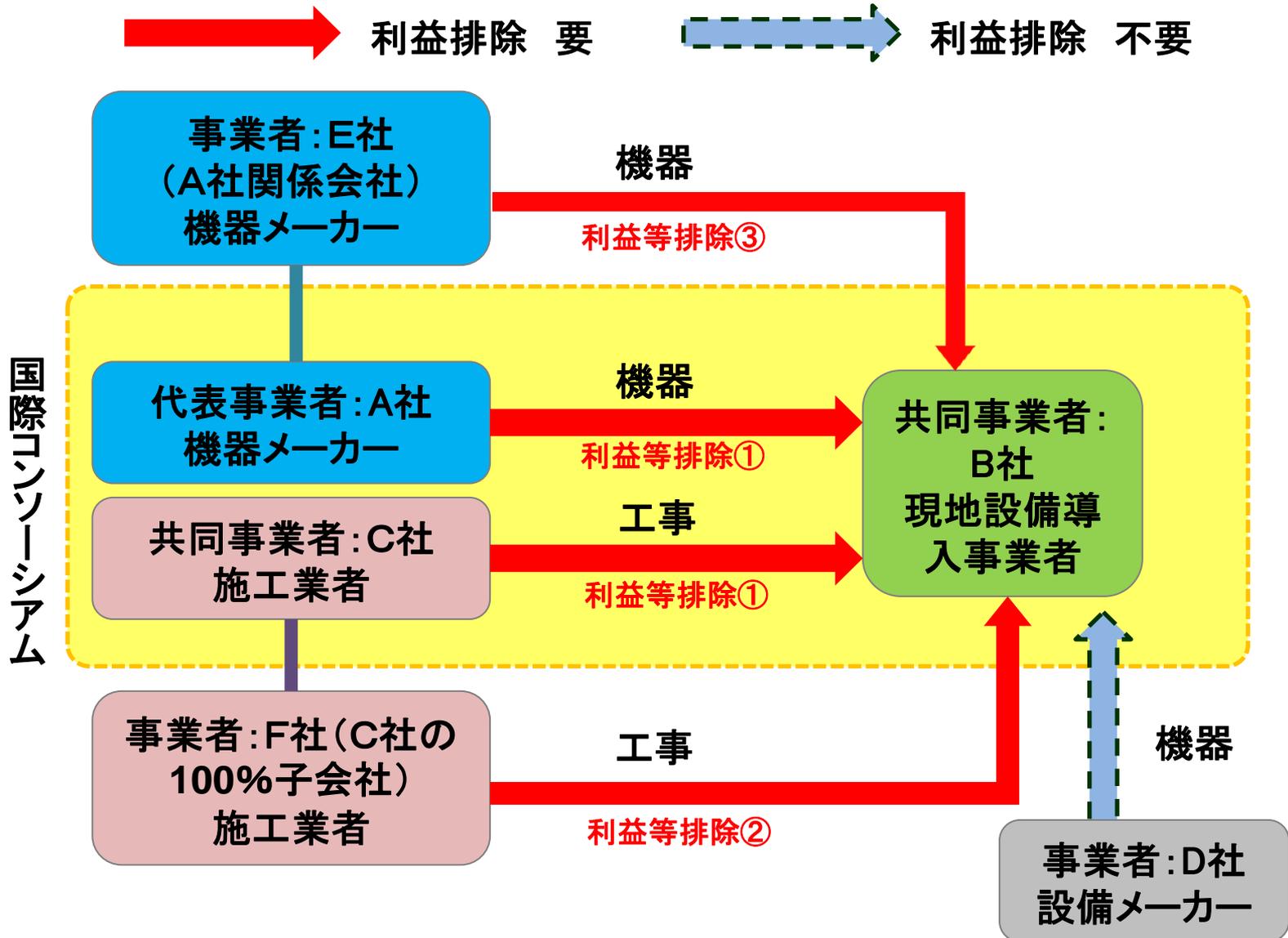
JCM設備補助事業に関する問合せ例(3)

<利益等排除>

- 利益等排除の必要性
- 利益等排除の対象となるケース

- 補助事業において、補助対象経費の中に国際コンソーシアムを構成する事業者の**自社製品の調達又は関係会社からの調達分**がある場合、事業者の**利益等相当分**が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えています。
- 国際コンソーシアムを構成する事業者が次のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合は、対象となります。
 - ① 国際コンソーシアムを構成する事業者自身
 - ② 100%同一の資本に属するグループ企業
 - ③ 国際コンソーシアムを構成する事業者の関係会社
- 利益排除の方法は、①②③により異なります。詳しくはGEC公募ページを参照ください。

利益排除が必要となる例



平成28年度 JCM設備補助事業公募予定 (スケジュール、補助率の上限)

- ▶ 公募スケジュールは以下を予定しています。
 - 公募開始 平成28年4月上～中旬
 - 公募締切 平成28年5月上～中旬
 - 結果公表 公募締切より1~2か月後
- ▶ 補助率の上限は以下を予定しています。「類似技術」の範囲については個別に執行団体(※)にお問い合わせください。

※H28.3.31迄:(公財)地球環境センター

事業を実施する国における「類似技術」のこれまでの採択案件数	0件 (初の導入事例)	1件以上3件以下	4件以上
補助率の上限	50%	40%	30%

平成28年度 JCM設備補助事業公募予定 (費用対効果、投資回収年数)

- 申請された案件の審査にあたっては、費用対効果(※1)及び投資回収年数(※2)を審査項目として確認します。

※1 「補助金額÷導入する設備の日本の法定耐用年数期間中の累計温室効果ガス削減量(CO₂換算)
＝温室効果ガス 1トン(CO₂換算)の削減にかかる補助金額」

※2 「(総事業費－補助金額)÷年間の運転費用削減額」 または
「(総事業費－補助金額)÷(年間収入－年間運転費用)」

- 費用対効果については、**補助金5億円以上の案件は5千円/tCO₂、5億円未満の案件は1万円/tCO₂を目安とします。**

- 温室効果ガス削減量は、その計算方法に依存し、また必ずしも計画段階の想定削減量が実現するとは限らないため、費用対効果の基準は絶対的なものではありません。また、削減量の計算方法について変更を依頼する場合があります。

- 投資回収年数については、**3年以上を目安とします。**

- 投資回収年数についても、その計算方法に依存することや計画段階の想定が実現するとは限らないため、絶対的な基準ではありません。
- 売電・熱供給事業の場合、5年以内に投資回収した分は補助金返還の対象となります。詳しくはQ&A(GECウェブサイト、前述)をご確認ください。11